

令和4年度京都市建築物の太陽光発電設備等 上乗せ設置促進事業補助金

申請期間：令和4年9月15日（木）～令和5年2月28日（火）17時
（ただし、予算額に達した時点で受付終了）

京都市地球温暖化対策条例に定める基準を超えて
太陽光発電設備を上乗せ設置しようとする場合に、その設置費用を支援！

補助対象設備

【太陽光発電設備】



1kW当たり **5万円**

※補助上限額：450万円
かつ、上乗せ導入分の設備設置費用以内
※地球温暖化対策条例の基準を1kW以上上乗せして設置する場合のみ

【蓄電池】



1kWh当たりの導入費用の **1/3**

※補助上限額：100万円
かつ、家庭用蓄電池5.1万円/kWh以内
業務用蓄電池6.3万円/kWh以内
※太陽光発電設備の付帯設備として同時設置し、同時申請する場合のみ

※詳細の要件については、京都市HP上に掲載の本事業の要綱等を御確認下さい。

補助対象者

- (1) 京都市内に新增築する特定建築物及び準特定建築物において、太陽光発電設備を地球温暖化対策条例に定める基準量を超えて設置する民間事業者または個人
- (2) (1) に付帯して蓄電池を設置する民間事業者または個人

補助額例

【太陽光発電設備】

(1kW当たりの設置費25万円で算出)	義務量	設備 導入量	上乗せ導入量	導入コスト 総額 (円)	上乗せ導入分コスト (円)	補助額 (円) (上限額：450万)
準特定建築物 (延べ床面積300m ² 以上、2,000m ² 未満)	3kW	6kW	3kW	150万	75万	30万
特定建築物 (延べ床面積2,000m ² 以上)	16kW	18kW	2kW	450万	50万	50万※
	16kW	100kW	84kW	2,500万	2,100万	450万

※ 設備導入量に1kW当たりの補助率（5万円/kW）を掛け合せた額が上乗せ導入コストを上回る場合は、上乗せ導入コストが補助額となります。

【蓄電池】

	設備 導入量	導入コスト総額 (円)	1kWh当たりの 導入コストの1/3 (円)	1kWh当たりの 補助上限額 (円)	補助額 (円) (上限額：100万)
家庭用蓄電池 (4800Ah・セル未満)	4kWh	150万	12.5万	5.1万	20.4万
業務用蓄電池 (4800Ah・セル以上)	10kWh	180万	6万	6.3万	60万
		200万	6.6万		63万※
	25kWh	350万	4.6万		100万

※ 1kWh当たりの導入コストの1/3が1kWh当たりの補助上限額を上回る場合は、1kWh当たりの補助上限額に設備導入量を乗じた額が補助額となります。

お問合せ先

京都市環境政策局地球温暖化対策室（申請先）

電話：075-222-4555

e-mail：ene@city.kyoto.lg.jp

受付時間：平日 9:00～17:00

住所：〒604-8571

中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地



一般社団法人京都府建築士事務所協会（受託事業者）

電話：075-334-5277

e-mail：eco2050@kyoto-kenchiku.com

受付時間：平日 9:00～17:00

住所：〒603-8163

北区小山南大野町1番地 紫明会館1階

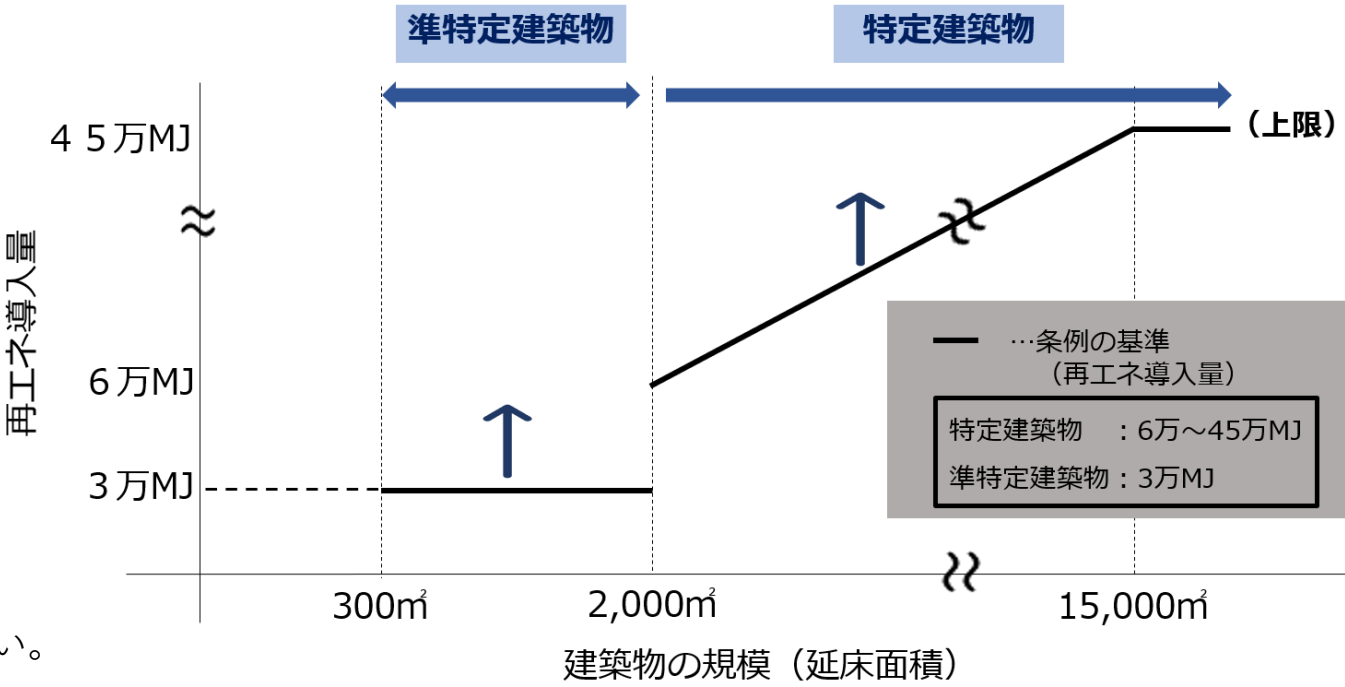
制 度 概 要

京都市では京都市地球温暖化対策条例に基づき、一定規模以上の建築物の新築又は増築時に、太陽光発電設備等の再生可能エネルギー利用設備を設置するよう義務付けています。

本事業は、条例の基準を超えて太陽光発電設備を設置しようとする場合に、設置費用を支援します。

また太陽光発電設備に付帯する設備として、蓄電池を設置される場合に、その設置費用を支援します。

詳細は、京都市情報館内本事業のホームページをご覧ください。



対象者	(1) 京都市内に新增築する 特定建築物及び準特定建築物 において、 太陽光発電設備を地球温暖化対策条例に定める再生可能エネルギー利用設備の設置基準量を超えて設置する 民間事業者又は個人 (2) (1) に付帯する設備として蓄電池を設置する 民間事業者又は個人
対象期間	補助対象設備に関する工事請負契約の締結日が令和4年5月30日(月)以降であること。 令和5年3月15日(水)までに対象設備の工事を完了し、実績報告を提出できること。

【太陽光発電設備導入要件】

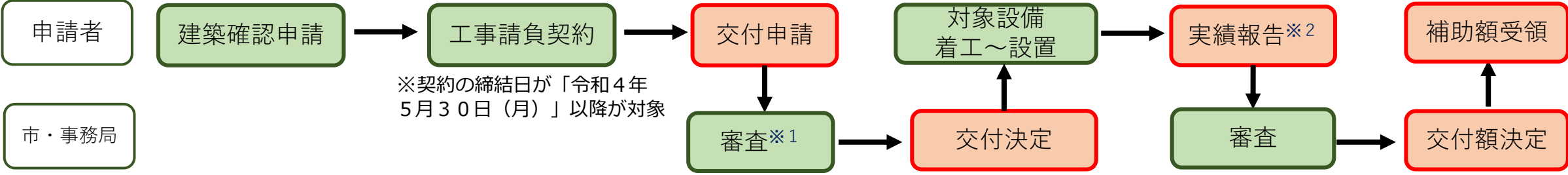
交付率	5万円／kW ※ 補助上限額：450万円 かつ、設備の上乗せ導入分の設備設置費用以内
主な要件	・京都市地球温暖化対策条例の基準を1kW以上、上乗せして太陽光発電設備を設置すること。 ・FIT制度又はFIP制度の認定を取得しないこと。 ・補助対象設備で発電した電力量の一定割合以上を自家消費すること（業務用：50％，家庭用：30％）。

【蓄電設備導入要件】

交付率	1kWh当たりの導入費用の1/3 ※ 補助上限額：100万円（ただし、災害時に地域で電力を提供する場合は、上限200万円） かつ、家庭用蓄電池：15.5万円/kWh（工事費込み・税抜き）の1/3（5.1万円/kWh）以内 業務用蓄電池：19万円/kWh（工事費込み・税抜き）の1/3（6.3万円/kWh）以内
主な要件	・本補助金で導入する太陽光発電設備の付帯設備として設置すること。 ・停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。

申 請 の 流 れ

申請方法	電子メールまたは郵送 ※原則、電子メールで申請してください。
------	--------------------------------



※1 交付申請後に不備等があった場合は、審査を行う一般社団法人京都府建築士事務所協会（受託事業者）から連絡をさせていただく場合があります。
※2 実績報告書は令和5年3月15日（水）までの提出が必要です。

（申 請 先）

京都市環境政策局地球温暖化対策室

電 話：075-222-4555 e-mail：ene@city.kyoto.lg.jp
受付時間：平日 9：00～17：00
住 所：〒604-8571 中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

申請にあたっての留意事項

- 当チラシは事業の概略を説明するものです。申請にあたっては要綱等を御確認下さい。
- 補助対象設備の設置完了後60日以内に実績報告書を提出する必要があります。
補助金の交付は、実績報告書に係る審査及び調査等により補助金の額を決定した後、精算払いとなります。

詳しい要件や申請書の様式は京都市情報館よりご確認ください。

京都市 太陽光 上乗せ

検索



この印刷物が不要になれば「雑がみ」として古紙回収等へ！

